

沖縄県立看護大学附属図書館学外者利用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、沖縄県立看護大学附属図書館運営規程第5条第2項の規程に基づき、附属図書館長(以下「館長」という。)の許可を受けた者(以下「学外者」という。)による附属図書館の利用に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 附属図書館は、地域社会の文化・情報センターとして、地域住民の学術的な調査研究及び生涯学習に寄与するため、本学の教育・研究に支障のない範囲でその蔵書を提供する。

(学外者の範囲)

第3条 学外者の範囲は、学術にかかわる学習又は研究・調査を目的として来館した者とする。

(入館手続き)

第4条 学外者は、入館に際しては、所定の手続きをしなければならない。

2 学外者は、担当係員が求めたときは、身分証明書等を提示しなければならない。(利用対象資料の範囲)

第5条 学外者が利用できる図書館資料は、原則として本学蔵書のうち図書館に配置されているものとする。

(サービスの範囲)

第6条 学外者は、図書館資料の館内閲覧及び学術にかかわる参考調査サービスを受けることができる。

2 学外者は、必要に応じて沖縄県立看護大学附属図書館運営規程第15条に基づき文献複写のサービスを受けることができる。

3 学外者は、館長が学術研究上特に必要があると認めた者に限り、貸出冊数は1冊以内、貸出期間は2週間以内の範囲において、図書館外貸出を受けることができる。

4 学外者は、前項に規定する館外貸出を受けようとするときは、所定の様式に必要な事項を記入の上、担当係に提出し、館長の許可を得なければならない。

(学外貸出禁止資料)

第7条 次に掲げる資料は、館長が特に許可する場合を除いて、貸出することはできない。

(1) 貴重図書

(2) 参考図書(辞書、辞典、図鑑、年鑑、統計、地図、法令集及びこれらに準ずるもの)

(3) 逐次刊行物及び新聞類

(4) 機械可読資料(マイクロフィルム、CD-ROM等)

(5) 映像資料 (ビデオテープ、ビデオディスク等)

(6) その他、館長が学外貸出を不相当と認めたもの

(遵守事項)

第 8 条 学外者は、この細則を遵守するほか、担当係員の指示に従わなければならない。

(利用の禁止)

第 9 条 館長は、この細則に違反した者に対しては、利用を禁止することができる。

(弁償)

第 10 条 学外者は、図書館資料、施設等を損傷し、又は紛失したときは、弁償しなければならない。

附 則

この細則は、平成 11 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 13 年 7 月 25 日から施行する。